

災害応援協定一覧表(令和7年2月18日現在)

【その他】

	締 結 年 月 日	協 定 等 の 名 称	締 結 の 相 手	締 結 内 容
1	平成30年2月23日	大規模災害等の発生時における野洲図書館の一部の応急使用に関する協定 ※野洲市市民活動支援センターを野洲図書館の一部(フリースペース・会議室・工房1・工房2・メセナホール・倉庫・スタジオ・調整室)と読み替える。令和4年4月	滋賀県守山警察署長	大規模災害等が発生し守山警察署が使用不能となり、警察機能を移す必要があり、守山警察署から本市へ要請あった場合、守山警察署は、野洲図書館の一部を使用することができる。
2	令和7年2月18日	滋賀県立野洲養護学校と野洲市との大規模災害時の連携に関する協定	滋賀県立野洲養護学校	大規模災害発生または発生する恐れがある場合、野洲市はスクールバスの退避場所を提供すること、野洲養護学校は野洲市から要請のあった場合、スクールバスの利活用について協力すること等の相互連携協定。